

○田川地区清掃施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例施行規則

平成 13 年 4 月 1 日

規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、田川地区清掃施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 58 年条例第 12 号)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 議会の議員その他非常勤の職員に対する補償等については、田川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する規則(昭和 43 年田川市規則第 12 号)の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。